

事 務 連 絡  
令和3年2月26日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡  
令和3年2月26日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

令和3年1月29日付け保医発0129第3号における「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」及につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について(令和3年1月29日付保医発0129第3号)

(別添)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
(令和2年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

3 別表2の一般的名称「脳神経外科手術用ナビゲーションユニット」の項を削除する。